

## 原発の立地条件及び原子力防災計画の抜本的見直しを求める意見書

本年5月26日、三陸南地震はマグニチュード7を記録し、7月26日の宮城県北部地震では、震度6の地震が1日3回起き、多くの被害を出し、県民は地震の恐怖に見舞われた。地震で最も警戒すべきことは原子力発電所の被害であり、一たび原発で大事故が発生すれば、チェルノブイリの事故を経験したように、放射能汚染は国境を越え、生命あるものすべてに被害を及ぼす。

1999年9月30日の茨城県東海村核燃料製造施設臨界ヒバク事故は人命を奪った。この事故の真の教訓は、原子力の持つ本質的な危険・恐怖に正面から向かい合い、あらゆる面での安全性を総点検し、「原発震災」を直視し、原子力政策を根底から見直すことである。

頻発する地震により、阪神・淡路大震災（M7.2）の体験者、東海地震の予測される地域の住民は、日々不安を禁じえない。近年、現代地震学者は、活断層がなくてもマグニチュード7級の直下地震が起きうると警告を発し、原発の立地条件・基準（M6.5）の見直しを提唱している。そして東海地震の発生はM8級と予測し、その被害は8都県1,200万人を超える人々を襲い、核被害は地球規模に及ぶと想定されている。浜岡原発は、その震源域の中央にあり、5基が計画され既に3基が稼働しており、阪神・淡路大震災後に1基が建設中である。

東海地震では陸側と海側のプレートの境界にあるという特異な状態から、地震波は他より大きくなるといわれている。

よって、本市議会は、国会および政府に対し、国の原子力防災計画の見直し、原子力発電所の立地条件の再調査を行い、人々が安心して暮らせる抜本的対策を早急に立てるよう要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年 9月25日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量